

お知らせ

はり・きゆう・マッサージ
等利用の助成について

市では、末しよう神経疾患または運動器疾患の自覚症状を持つ方に、はり・きゆう・マッサージ等の利用の助成を行っています。

◆助成要件

末しよう神経疾患または運動器疾患の自覚症状を持つ満40歳以上75歳未満の茂原市国民健康保険に加入している方で、申請時に納付期限が到来している国民健康保険税を完納している世帯の方

◆助成額

施術1回につき800円

◆助成方法

施術所の利用券を交付
※1日1枚、月4枚、年間24枚まで利用可能

◆申請方法

国民健康保険証を持参し、国民年金課または本納支所で申請してください。

詳しくは、国民年金課ウェブページをご覧ください。

国民年金課（2階）

☎(20)1503 FAX(20)1600

柔道整復師が行う施術内容
の調査にご協力ください

整骨院や接骨院での柔道整復師が行う施術で保険適用となるものは、外傷性が明らかでない骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷です。不適切な保険適用により医療費が増え続けられ、加入している皆さんの国民健康保険税の負担も大きくなっていきます。

市では、このようなことを防止し、医療費を適正に保つため、整骨院や接骨院で施術を受けた方に負傷部位、負傷した状況、受診日数、一部負担金の支払額等の施術内容の確認のため、文書による照会を行っています。

日ごろから受診日の記録や領収書などを保管していただき、照会があった場合は必ずご自身でご記入の上、回答にご協力をお願いします。

国民年金課（2階）

☎(20)1503 FAX(20)1600

学生納付特例制度の申請は
お済みですか？

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。ご本人の所得

が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象者は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である過程）に在学する学生等です。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合、4月以降に再申請の用紙が届きますので、必要事項を記入の上ご返送ください。

国民年金課（2階）

☎(20)1503 FAX(20)1600

忘れずに納付しましょう！

固定資産税・都市計画税（第1期）の納付期限は5月1日①です。最寄りの金融機関やコンビニ、スマホ決済で納付してください。

また、地方税統一QRコード（e-LiQR）を利用した納付もできます。

詳しくは「地方税お支払サイト」



ご確認ください。

なお、固定資産税・都市計画税の納税通知書は4月7日②に発送しました。

納期内に納付できない事情のある方はご相談ください。

国民年金課（2階）

☎(20)1578 FAX(20)1609

長寿祝金の贈呈金額を
変更します

長寿祝金は、今年度から次のとおり贈呈します。

◆対象

9月15日現在、長寿の節目を迎える方（米寿・白寿）、満100歳の方および満101歳以上の方で、本市に引き続き1年以上居住し、本市の住民基本台帳に記録されている方

◆贈呈金額

- ・米寿（満88歳の方） 3千円
- ・白寿（満99歳の方） 5千円
- ・満100歳の方 3万円
- ・満101歳以上の方 1万円

◆贈呈期間

9月15日③～30日④
国民年金課（2階）
☎(20)1572 FAX(20)6788

手話通訳者を
設置しています

市では、生活相談や市役所窓口での諸手続き等をお手伝いするため、手話通訳者を設置しています。

◆日時

毎週木曜日13時～17時
※休日の場合は振替あり
※4月以降、設置日が木曜日に変更になりました。

国民年金課（2階）

☎(20)1666 FAX(20)1610

4年振り！

第69回茂原七夕まつり開催！
こころ踊る再会の刻

「やっと逢えたね…織姫」
「ずっと逢いたかったよ…彦星」

◆日時

7月29日⑤10時～21時
7月30日⑥10時～20時
イベント情報などが決まり次第、茂原七夕まつりホームページまたはTwitterでお知らせします。



国民年金課（2階）
☎(22)3361